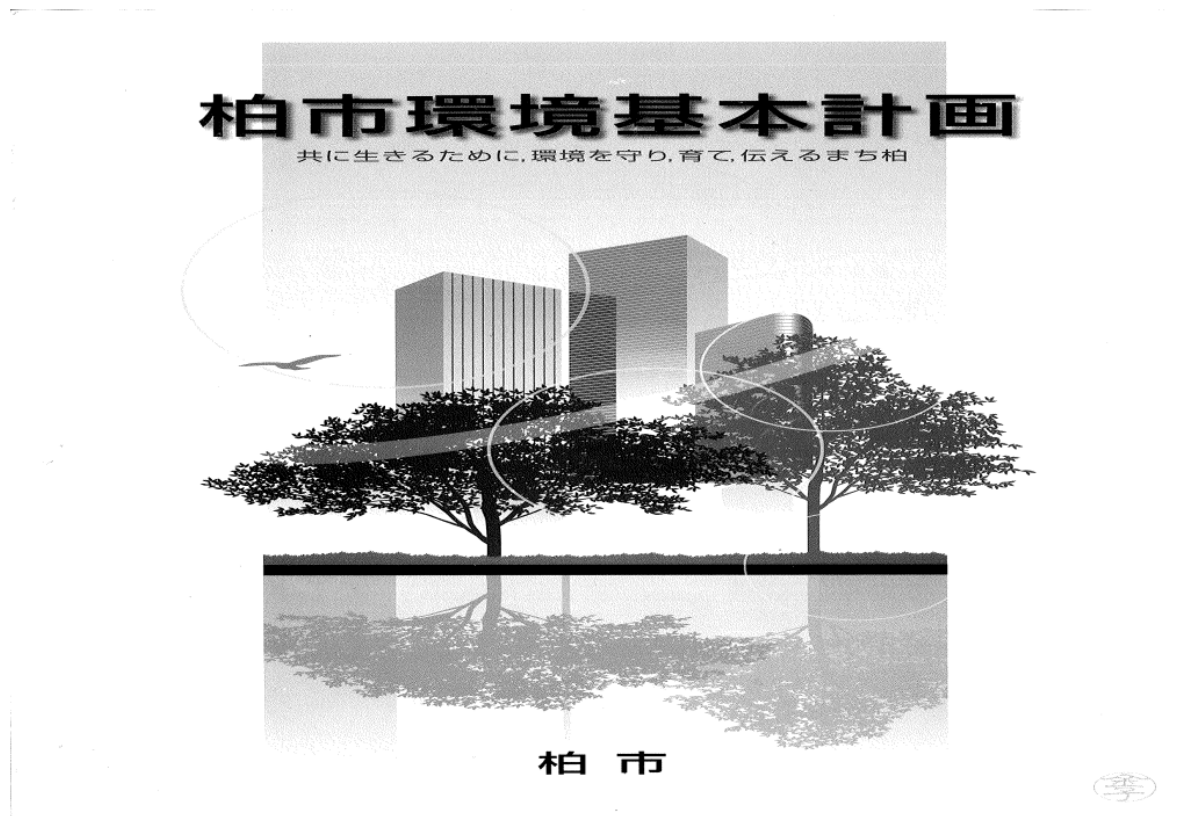


柏市環境基本計画について



2014年6月2日

第1回柏市環境審議会

1. 計画の位置付け／性格

【法的には...】

●環境基本法において...

・第6条(国の責務)→国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念(以下、「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・第7条(地方自治体の責務)→地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

●法第15条により“国は環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。”

●柏市は、この法を受け、まず環境基本条例を定めている(基本法の柏市版)。
・条例第9条で環境基本計画の策定を義務付け

【条例上では...】

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、柏市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

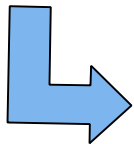
(4) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第24条第1項の規定により置く柏市環境審議会及び市民の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

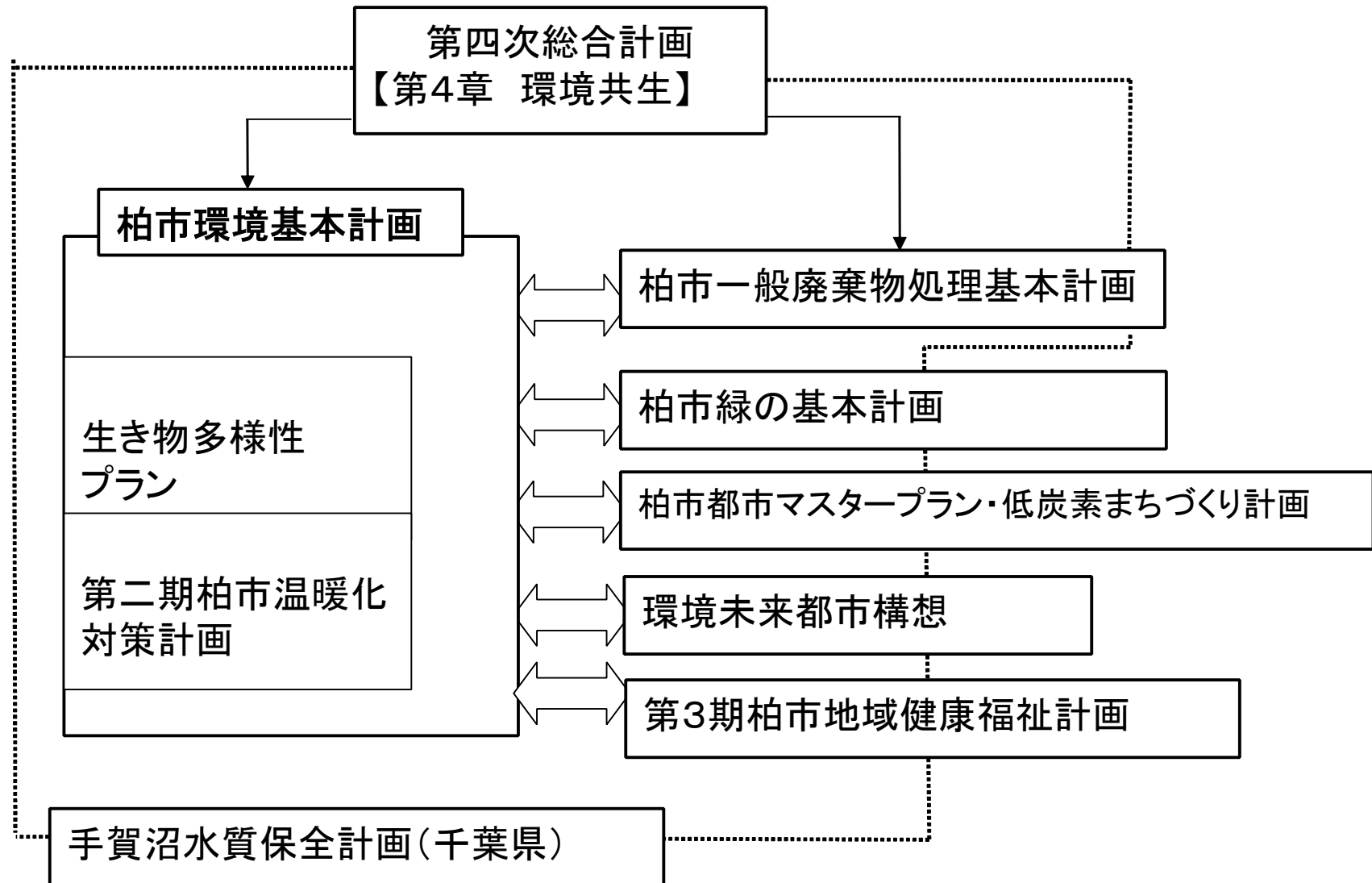
5 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合について準用する。

6 市長は、毎年度、当該年度の前年度に係る環境基本計画の実施状況を年次報告書として議会に報告するとともに、当該実施状況を市民に公表し、及び市民の意見を聴くものとする。



※柏市の環境政策のいわば源泉とも言える計画。

【柏市の政策体系上の位置づけと環境政策の整理】



2. 現計画の主な内容

3 施策の体系図



3. 今日の課題 (現段階での大まかな整理)

【自然環境・生活環境】

・水循環(水の涵養)

・水, 緑, 土, 人

【生活環境・快適環境】

・安心, 安全の確保(PM2.5, 安心な水質)

【地球環境】

・持続可能性(特に気候変動)

※アンダーラインはこの計画で重点化。